

千葉市立千城台南中学校保護者と教職員の会 (ドリームサポーター)

会則

第1章 名称及び所在地

第1条 この会は、千葉市立千城台南中学校保護者と教職員の会(仮)と称し、事務所を千城台南中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における密接な連携をはかり、生徒の幸福の増進をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 生徒の福祉のために保護者と教職員が協力する。
2. 教育環境の整備・改善に努める。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、目的達成のため、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党及び宗教団体に偏らない。
2. この会及びこの会の役員の名で選挙候補者を推薦したり、支持したりしない。
3. 営利を目的とする事業は行わない。
4. 学業の管理・運営及び教職員の人事には関与しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、千城台南中学校に在籍する生徒の保護者と千城台南中学校に勤務する教職員とする。

第5章 役員

第6条 この会は、次の役員を置く。

1. 本部会員
 - ・会長
 - ・副会長（教職員から1名）
 - ・書記
 - ・会計
2. 会計監査（教職員から1名）

なお人数及び任期については調整できるものとする。

第7条 本部会員の選出は、次の通りとする。

会長・副会長・書記・会計及び会計監査は、会員より選考し、総会の承認を得て決定する。

第8条 本部会員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは代理を務める。
3. 書記は、本部会の議事を記録・保管・会員へ報告をする。
4. 会計は、この会の会計事務を取り扱い、年度末に会計監査を受ける。
5. 本部会員は、この会の重要事項を企画し、運営にあたる。
6. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第6章 会議

第9条 この会は、次の会議により運営することができる。但し会員の招集が困難な場合は書面または電磁的記録により議案について提案を行うことができる。書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された書面決議書の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。また、書面又は電磁的記録により開催するその他の会議の議事は、会員より反対の意志表示がなかったときは決議があったものとみなす。

1. 総会
2. 本部会

第10条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関であり、毎年4月、会長が召集する。

第11条 総会は、会長及び会員の3分の1以上が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

第12条 総会において審議決定する事項は、次の通りとする。

1. 活動計画及び予算
2. 活動報告及び決算
3. 会則の改正
4. 本部会員の選出
5. その他必要事項

第13条 総会の成立は、会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席者の過半数で決定する。

第14条 本部会は、会議の開催・事業計画予算・会則などの原案作成・慶弔規定の運用など緊急事項について審議し、執行する。

第7章 会 計

第15条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってあてる。

第16条 この会の会費は、総会で決め、徴収する。なお、途中転出について返金はないものとする。

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 付 則

第18条 会員の慶弔規定は、別に定める。

慶 弔 規 定

会則第8章18条に基づき、会員及び生徒の慶弔・災害などの見舞い・せん別については、次の通り定める。

1. 会員及び生徒に対する慶弔

- | | |
|---------------|---|
| (1) 結 婚 (教職員) | 5, 0 0 0 円 |
| (2) 出 産 (教職員) | 3, 0 0 0 円 |
| (3) 死 亡 (会 員) | 1 0, 0 0 0 円 |
| (生 徒) | 1 0, 0 0 0 円 |
| (教職員の配偶者) | 5, 0 0 0 円 |
| (教職員の1親等) | 5, 0 0 0 円 |
| (4) 災 害 | 会員の家が災害にあった場合は、本部会で決め、適切な措置をとる。ただし、緊急の場合は、会長の判断により、随時措置をとる。 |
| (5) その他 | 特に必要と認めた場合は、本部会で協議して贈呈することができる。 |

2. 規定により贈呈したものは、一切返礼その他の形式は、不要のものとする。

＜千城台南中学校保護者と教職員の会＞

（ドリームサポーター）

収益事業運営要綱

（目的）

第1条 本運営要綱は、千城台南中学校保護者と教職員の会(仮)（以下、「本会」という）の行う諸事業の実施により
生じた収益（以下、「事業収益」という）の適正な運用を行うものである。

（諸事業）

第2条 本会の行う事業収益の生じる諸事業については、本会の本部会において、決定する。

（運営及び使途）

第3条 収益事業の運営及び事業収益の使途については、本会の本部会において審議し、決定する。

（会計）

第4条 1.収益事業の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
2.収益事業は特別会計とし、会計事務は本会の会計担当がこれに当たるものとする。
3.特別会計の決算は、本会の会計監査を得て総会に報告し、承認を得るものとする。

（改定）

運営要綱の改定があった場合は総会において報告する。

第5条